

平成21年3月19日
内閣府食品安全委員会事務局

食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の決定について

1 食品安全委員会では、平成20年度に採択する食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件（以下「自ら評価案件」という。）の候補とされた「オクラトキシン」、「デオキシニバレノール及びニバレノール」及び「食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）」の3件について、本年1月15日から2月13日まで国民からの御意見・情報の募集を行いました。

その結果、いずれの案件に関しても「国民への健康の影響の程度から自ら評価を行う必要がない」との御意見はなかったことから、これら3件全てを自ら評価案件として決定いたしました。

ただし、「オクラトキシン」については、食品衛生上問題となっているのはオクラトキシンAであることから、評価対象を「オクラトキシンA」としました。

2 「オクラトキシンA」及び「デオキシニバレノール及びニバレノール」は、かび毒・自然毒等専門調査会で、「食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）」は、化学物質・汚染物質専門調査会で調査審議を行います。

3 「オクラトキシンA」及び「デオキシニバレノール及びニバレノール」については、
① 今般の御意見・情報の募集の結果では、オクラトキシンAにより高い必要性を認める意見が見られるものの、その差は小さいこと、
② かび毒・自然毒等専門調査会からオクラトキシンAの遺伝毒性のデータの不足が指摘されており、これに関する研究が現在取り組まれているところであること等から、平成20年10月14日に開催された同調査会の意見を尊重し、「デオキシニバレノール及びニバレノール」から調査審議を開始することにしました。

4 調査審議に当たっては、今般の御意見・情報の募集で寄せられた「評価を実施する際の手法や考慮すべき点等」に関する御意見等を参考にし、計画的に実施します。